

## 学校での与薬管理について

学校での薬の投与は、医療行為のため基本的に行うことはできません。しかし、健康管理上必要な場合、病院から処方された薬に限り、下記の書類を提出していただき学校での与薬や薬の管理を行っています。（市販薬はお預かりできません）

必要な場合は、別紙依頼書等提出して下さい。ご理解のほどよろしくお祈いします。

### 記

- 1 書類提出対象者・・・学校で薬が必要な幼児児童生徒。  
\*給食後、在舎時、緊急時等に薬が必要な場合。

### 2 提出書類

書類名	対象となる薬の説明	該当する薬
与薬管理依頼書 (定時薬・一時薬) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保護者記入</span>	定時薬・・・毎日、必要な薬	・抗てんかん薬 ・抗アレルギー薬 ・ぬり薬 など
	一時薬・・・一定期間だけ必要な薬  *「定時薬」と「一時薬」両方の薬がある場合は、それぞれ別の用紙に記入し、提出して下さい。	・かぜ薬 ・ぜんそく改善薬 ・鼻炎薬 ・歯科治療で処方された薬 など
緊急時薬管理指示書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医師記入</span>	緊急時薬・・・緊急な時に使う薬 *医師の記入も必要です。  <small>とんぶくやく</small> *頓服薬といわれる薬が該当します。 *解熱薬は預かり不可です。	・抗けいれん坐薬 ・頭痛鎮痛薬 ・生理痛鎮痛薬 ・不安時の内服薬 など
与薬管理依頼書 (緊急時) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保護者記入</span>	緊急時薬管理指示書を提出する場合には、「与薬管理依頼書（緊急時）」も合わせて提出します。	
お薬の説明書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">コピー可</span>	処方されたときに添付されているお薬の説明書もしくはお薬手帳のコピーを提出します。  *定時薬・一時薬・緊急時薬のどの薬の与薬管理を依頼する場合にも毎回提出をお願いします。	

※薬の処方内容に変更があった場合には、再度、書類の提出をお願いします。

**※薬はそのときの症状に合わせて病院から処方された新しい薬の提出をお願いします。**

(いつ処方されたか分からない薬、古い薬は服薬管理できません。)

ご不明な点がありましたら、保健室までご連絡下さい。